

産業建設常任委員会記録

令和2年6月12日

【開催日】 令和2年6月12日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時2分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

水道事業管理者	今本史郎	水道局副局長兼 総務課長	原田健治
水道局次長兼業 務課長	伊藤清貴	水道局施設維持 課長	伊東修一
水道局工事管理 課長	江本浩章	水道局総務課財 政係長	渡邊亮治

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】

- 1 議案第67号 令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）
について
- 2 議案第72号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。審査に当たってその前に水道局のほうから報告があるということでもありますのでお願いします。

今本水道事業管理者 この4月に水道局内において組織替えがございましたので、自己紹介をもって、その紹介をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

江本工事管理課長 旧工務課から工事管理課というふうに分かれまして主に新設工事、改良工事の担当をいたします江本と申します。よろしくをお願いします。

伊東施設維持課長 旧工務課からの施設維持課ということで主に修繕工事、それから給水管の申請等のほうを担当することになりました伊東と申しますよろしくお願いたします。

中村博行委員長 それでは審査に入ります。まず、審査番号1番、議案第67号令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)について説明を求めます。

原田水道局副局長兼総務課長 おはようございます。それでは、議案第67号令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)につきまして、御説明をいたします。

原田水道局副局長兼総務課長 今回の補正の目的といたしましては、簡易水道事業を水道事業に統合するための事業に係る特別交付税措置の対象が簡易水道企業債の償還額となっていることから、費目変更を行うことでその対象となるようにしたものでございます。その内容といたしましては、

資本的収入及び支出における建設改良費の支出費目の一部を上水道から簡易水道へ改めるとともに、それに伴い収入費目も同様の変更をしているものでございます。それでは補正予算の1ページから御説明をさせていただきます。第2条の資本的収入及び支出についてですが、補正予定額の欄を御覧いただければと思います。下段にあります支出の部のほうでございますが、第1項、上水道建設改良費を1億2,110万9,000円減額し、同額を第3項簡易水道建設改良費に計上しております。それに伴い収入の部につきましても第1項上水道企業債を1億1,000万円減額して、第4項簡易水道企業債に同額を計上し、第3項上水道出資金の9万9,000円につきましても同様に減額して同額を第6項簡易水道出資金へ計上しております。これら補正の結果、費目変更のみでありますので、当初予算からの収入総額及び支出総額については既決予定額に対して、増減は生じておりません。次に第3条を御覧ください。第3条は起債の目的及び限度額の設定について、補正前は水道施設整備事業1本であったものを補正後は水道施設整備事業と簡易水道統合事業に区分けをしております。次に予算書2ページの第4条を御覧ください。経費の流用可能な項目の設定でございますが、補正後につきましては（7）を加えまして上水道建設改良費と簡易水道建設改良費間の流用を可能としております。なお、補正予算書4ページ以降の予算に関する説明書につきましては、先ほどの説明に対応して、当初予算額の数値を補正したものでございます。以上簡単ではございますが、水道事業補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは説明終わりましたので、委員の皆さんから質疑を求めます。

岡山明委員 よく分からないものですからね。今回の建設改良事業における費目、これを改めるといふ状況なんですけど、この趣旨というのがよく分からないので説明をお願いします。

原田水道局副局長兼総務課長 この補正予算の目的でございますが、当初予算で起債を予定しておりました費目が上水道企業債でしたものを簡易水道企業債に変えることによりまして特別交付税措置の対象になるということになります。水道局が企業債そのものは、償還をしていくんですけどその全額が市長部局のほうから繰入れをされます。そのうちの一部が特別交付税措置によって市長部局のほうに還元されるような形になります。現行制度では元利償還額に対して22.5%が市のほうに入ってくるという形です。金額で言いますとこの度全体では1億1,000万円の起債をするわけですけど、これは14年償還を予定しておりました金利0.1%で償還するとして試算してみると元利償還額総額が1億1,000万円に80万円の利息が付いて1億1,080万円になります。その22.5%で大体2,500万円ぐらひは、市のほうに地方交付税措置がされるという形になります。そのために、この度このような形をとったということでございます。

岡山明委員 この分は7月ですよ。4月の段階で予算措置というのはできなかったのか。当初予算で特別交付の措置を受けられるという話があれば、最初の時点でできなかったのかと思ったんですが、それが3か月遅れという状況を次の条例も一緒なんですけど、そういう3か月遅れというような形はイメージとして私はあるんですが、その辺はいかがですか。

原田水道局副局長兼総務課長 当初予算を作るのが大体年末ぐらひから年明けぐらひになりますけど、この特別交付税措置については、これが国から示されるのが4月になってからなんです。大体毎年同様の措置があるので、大体3月ぐらひにはそういうものが付くのではないかとということで、市長部局と水道局のほうで何とかこれが適用できないかという話はしておりました。それで4月になりまして、そういう制度が確認されましたので、県の市町課のほうにも相談した結果、こういう措置が簡易水道企業債を借用するんであれば利用できますという話になりましたので、この度補正をさせていただいたという形でございます。

宮本政志委員 6ページの3番、簡易水道統合施設費のポンプ設備と管路新設
っていうところを詳しくお聞きしていいですか。

江本工事管理課長 この統合事業につきましてはまず既存の施設が簡易水道で
すから独自の水源を持っておりまして、地下水をくみ上げて配水池とい
います高架タンクに上げて、それから各地域へ送っているというのが現
在の施設です。これを上水のほうに統合するということになりますので、
上水の配水管から今のくみ上げるポンプは中止をして、先ほど言いまし
た配水池の方に上水から送る必要があるんですけども、高低差がかなり
ありますので、そのためにまずポンプ設備で加圧をして送る装置を作る
ということと、そのための配水池までの管路を設置するというふうに分
けております。

宮本政志委員 そうすると7ページの簡易水道事業に平原片尾畑上、西山鋳物
師屋地区って書いてありますけど、これを徐々に上水道化していかれる
んでしょうけど、これの計画ってというのはありますか。

江本工事管理課長 平原につきましては言われるとおり、こちらも上水化する
ということになりますが、現在上水の片尾畑地区の一部に水圧不足のた
めの加圧ポンプを設置しております。それを簡易水道の緊急事業に管が
緊急時用に接続されますので、鋳物師屋と違いまして管路の布設工事は
必要なくて、それを利用する形でポンプを稼働させて既存の配水池に送
って、水源を停止するという事で統合が可能ということになります。

高松秀樹委員 費目変更ということで、事業には何も影響がないと思うんです
けど、今までは特別交付税措置となかったということで、今回新たに特
別交付税措置があるから、こういう形にしたってということになるんです
か。

原田水道局副局長兼総務課長 従来からあったものと思っております。ただ今

回いろいろ、市と研究した結果、こういったものが受けられるんではないかということで、県とも話をしまして最終的にこういう形にさせていただいたということです。

高松秀樹委員 今の答弁は前からあったかもしれないが、今回いろいろ県とかからそういう話があって、費目変更することによって特別交付税措置があるから、変更したということになるんですか。

原田水道局副局長兼総務課長 はい。

藤岡修美副委員長 先ほど、ポンプ設備、管路新設の説明があったんですけども、事業の進捗はどうなっていますか。

原田水道局副局長兼総務課長 簡易水道事業の統合事業につきましては、令和元年度は実施設計のみをやっております。今年度に工事を行いまして、簡易水道事業を水道事業に統合するというので、現在の予定としましては令和3年4月1日から完全に上水道事業一本化という予定でございます。

岡山明委員 もう一つなんですけど、普及率は上水に関しては99.3%ぐらいだと思えますけど、その中で簡易水道における割合は何%ぐらいありますか。

原田水道局副局長兼総務課長 99.3%のうちの約0.2%になります。

岡山明委員 何世帯になりますか。

原田水道局副局長兼総務課長 両方の世帯を合わせますと、平成30年度実績になりますけど67世帯でございます。

中村博行委員長　これが解消されるということだよ。それでタイムスケジュール等々、説明会で使うタイムスケジュール何かありますよね。ああいったものを資料として後でいいので、皆さんに配布していただきたいと思えますけどよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡山明委員　今回、そういう特別交付税措置という状況だと話があったんですが、今回宇部との統合が進んでいるんですが、そういう話の中で宇部に簡易水道はないという状況で、山陽小野田市特有な事情もあるという状況で、その統合に関して何かメリット、デメリットがありますか。

原田水道局副局長兼総務課長　広域についてこれのメリットがあるかどうかはなかなか難しいものがあると思いますが、この簡易水道事業を上水道に統合するメリットとしましては、一つは現状の簡易水道事業のほうですけど、水源が井戸でございましてある程度の年数がたってくるとだんだん枯渇してきます。そのため段々水量が減ってくるということが起こってきますのと、もう一つは地域によるんですけど、水質が変わってくる場合がございます。そういった面で水道事業に統合することによって、いわゆる水量的に安定給水ができるということと安定した水質で常に供給できるというメリットがございます。あとデメリットとしましては簡易水道事業そのものを統合するということは、もともと簡易水道事業は水道事業として、経営が成り立たないので、いわゆる水道局が水道を供給するのではなくて市の環境部門で水道を供給するという、いわゆる税金によって一定の支援をしながら市民の方に水道供給するという形をとっておったものです。それを水道事業に統合することによって、それに対する費用を水道局のほうに負担をしていかなければならないという部分がございます、決して採算がとれている地域ではありませんので、財政的なデメリットが生じるということもございます。

中村博行委員長　統合、広域についてはあとで少し御説明いただきたい。0.7%の取扱いというのは今後何か変更がありますか。

原田水道局副局長兼総務課長　いわゆるこれにつきましては、水道未給水区域という表現をするんですけど、これについては地理的な条件等で給水することが非常に難しい地域というところがございます。そのため、なかなかこの解消というのは技術的にも難しいところもありますし、それに掛かる費用面については相当なものがございますので、なかなか実現が困難であろうというふうに考えております。

中村博行委員長　その辺、一般質問等でも質問される方がいらっしゃるので押さえときましたけど、ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので採決に移ります。議案第67号令和2年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長　全員賛成です。したがって議案第67号は可決すべきものと決しました。引き続きまいります。審査番号2番、議案第72号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正条例の制定について説明を求めます。

原田水道局副局長兼総務課長　議案第72号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、概要を説明いたします。今回の改正は職員等により新築又は購入された住宅であって当該新築又は購入の日から5年を経過していないものに係る住居手当について市の状況等を踏まえた上、関係団体との協議が整いましたので、令和2年7月1日からこれを廃止するものでございます。以上御審議のほどよろしくお願いいたします。中村博行委員長　それでは質疑を求めます。

高松秀樹委員　裏面を見ると改正前と改正後があって、改正前には所有に係る住宅に居住している職員で対応してあるものと、これは削除されたわけ

ですけど、この削除の理由をお願いします。

原田水道局副局長兼総務課長 これにつきましては、既に市長部局それから病院局のほうから同様の議案が既に3月議会、それから4月の臨時議会で提出されまして、可決をされているところでございます。水道局のほうもこういった動きと情報を聞く中で、関係団体、いわゆる労働組合と交渉してきた中で、結果的に7月1日からとなりましたが、このように同じ形としたということでございます。

岡山明委員 市の職員がこの4月から始まっており、市の職員とは3か月のずれがあるんですが、市長部局と打ち合わせして、水道局もということでは3か月遅れたのか、その辺をもう一度お願いします。

原田水道局副局長兼総務課長 水道局のほうでそういった情報を3月議会前に御連絡をいただいたんですけど、労働組合との交渉の中でこちらのほうは時間が掛かってしまいました。水道局としては、4月1日から行いたいという形で交渉は進めていたんですけど、結果としては7月1日からということになったということでございます。

岡山明委員 この手当の内容としては、自宅の職員に対しては払わないという内容ですか。

原田水道局副局長兼総務課長 いわゆる持ち家に対する住居手当ですね。これをこの度、廃止したということです。これは市長部局と病院局と同じ形でございます。

岡山明委員 対象になる職員を教えてください。

原田水道局副局長兼総務課長 持ち家による手当の廃止の対象になった職員は正職員57人中4人でございます。賃貸住宅のほうは引き続き対象にな

っておりますが、こちらのほうは19人おります。

岡山明委員 細かいことを聞くんですけど、市のほうのそういう条例を見るとその金額が月額1万1,000円という表示されているんですけど、この水道局の条例の中に金額的な部分が入っていないようなんですが、これは市の職員に準ずるような形でいいですか。

原田水道局副局長兼総務課長 この手当の額については、市長部局、病院部局、水道局全て同じでございます。病院局と水道局については規程のほうで金額を定めております。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので採決に移ります。議案第72号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第72号は可決すべきものと決しました。これにて産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前10時35分 休憩

午前11時 再開

中村博行委員長 それでは産業建設常任委員会を再開します。閉会中の継続審査事項についてお諮りをします。お手元にあります閉会中の調査事項の項目を見ていただきたいと思いますが、これ以外に漏れた点等がありましたら、指摘してください。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あ

り) それでは閉会中の継続審査事項については、この表のとおりといたします。それでは以上で産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 11 時 2 分 散会

令和 2 年 6 月 12 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行